

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年12月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第70号**

香川県会計規則の一部を改正する規則  
香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 略</p> <p>  第1節 略</p> <p>  第2節 略</p> <p>    第20条～第44条 略</p> <p>    <u>第44条の2（指定代理納付者による歳入の納付）</u></p> <p>    第45条～第50条の2 略</p> <p>  第3節～第7節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>第5章 略</p> <p>  第1節 略</p> <p>    第188条～第190条 略</p> <p>    <u>第191条（滞納処分職員及び徴収職員の設置等）</u></p> <p>  第2節・第3節 略</p> <p>第6章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（滞納処分職員及び徴収職員の設置等）</p> <p><u>第191条 地方自治法第231条の3第3項の規定による地方税の滞納処分の例により処分する事務（以下「滞納処分事務」という。）をさせるため、必要と認める課又は所に滞納処分職員を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>滞納処分職員は知事の補助機関である職員のうちから知事が命じ、徴収職員は債権管理者が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書の交付により、滞納処分職員又は徴収職員に命じられたものとする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 金銭会計（第7条～第110条）</p> <p>  第1節 略</p> <p>  第2節 収入（第20条～第50条の2）</p> <p>    第20条～第44条 略</p> <p>    第45条～第50条の2 略</p> <p>  第3節～第7節 略</p> <p>第3章・第4章 略</p> <p>第5章 債権の管理（第188条～第205条）</p> <p>  第1節 通則（第188条～第191条）</p> <p>    第188条～第190条 略</p> <p>    第191条 <u>削除</u></p> <p>  第2節・第3節 略</p> <p>第6章～第11章 略</p> <p>附則</p> <p>（滞納処分職員及び徴収職員の設置等）</p> <p><u>第191条 債権管理者の事務を分掌させるため、必要と認める課又は所に滞納処分職員を置く。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>滞納処分職員及び徴収職員は、知事の補助機関である職員のうちから、知事が命ずる。この場合において、辞令を用いず、身分証明書の交付により、滞納処分職員又は徴収職員に命じられたものとする。</u></p>

4 知事は、滞納処分事務を滞納処分職員に委任する。

5・6 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	自治振興課の収 入取扱員	自己の本人確認情報の開示に係る書面の作成及び交付に要する費用並びに <u>政治団体の収支報告書等の写しの交付手数料の収納</u>
	略	
略		

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号～第69号	略	
<u>第69号の2</u>	<u>身分証明書</u>	<u>第191条</u>
<u>第69号の3</u>	<u>身分証明書</u>	<u>同条</u>
第70号～第135号	略	

4 債権管理者は、地方自治法第231条の3第3項の規定による地方税の滞納処分の例により処分する事務を滞納処分職員に委任する。

5・6 略

別表第3（第5条関係）

左欄	中欄	右欄
会計課の 出納員	自治振興課の収 入取扱員	自己の本人確認情報の開示に係る書面の作成及び交付に要する費用の収納
	略	
略		

帳簿その他の様式

1・2 略

目次

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号～第69号	略	
第70号～第135号	略	

第69号様式の3 (第191条関係)

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属  
職 名  
氏 名  
債権名

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置の事務を補助する職員であることを証明する。

年 月 日

債権管理者 印

5.5センチメートル

(裏面)

地方自治法施行令 (抜粋)

(強制執行等)

**第171条の2** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

香川県会計規則 (抜粋)

(滞納処分職員及び徴収職員の設置等)

**第191条 略**  
2～5 略

6 滞納処分職員及び徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第69号様式の3 (第191条関係)

(表面)

8.5センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

写
真

所 属  
職 名  
氏 名  
債権名

上記の者は、地方自治法施行令第171条の2の規定により同条各号に掲げる措置をする職員であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

(裏面)

地方自治法施行令 (抜粋)

(強制執行等)

**第171条の2** 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第231条の3第1項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第171条の5の措置をとる場合又は第171条の6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

(3) 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

香川県会計規則 (抜粋)

(滞納処分職員及び徴収職員の設置等)

**第191条 略**  
2～5 略

6 滞納処分職員及び徴収職員は、その職務を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の第69号様式の3による身分証明書は、改正後の第69号様式の3による身分証明書とみなす。